

彩の国さいたま人づくり広域連合財政状況の公表に関する条例

平成11年8月2日

条例第20号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第243条の3第1項の規定による財政状況の公表に関しては、この条例の定めるところによる。

(公表の期日)

第2条 財政状況の公表は、毎年7月1日及び12月1日に、これを行うものとする。
2 天災その他やむを得ない事故により、前項の期日に財政状況を公表することができないときは、広域連合長は別にその期日を定めてこれを公表するものとする。

(公表事項)

第3条 前条第1項の規定により、7月1日に公表する財政状況においては、前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び広域連合長の財政方針を明らかにするものとする。

- (1) 通常予算の概要
- (2) 補正予算の概要
- (3) 歳入歳出予算の執行状況
- (4) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (5) 前各号に掲げるもののほか、財政に関し必要な事項

2 前条第1項の規定により、12月1日に公表する財政状況においては、4月1日から9月30日までの期間における前項第2号から第5号までに掲げる事項及び前年度決算の概要を明らかにするものとする。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、彩の国さいたま人づくり広域連合の事務所前の掲示場に掲示して行う。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表については、広域連合長がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。